

## 朝日監査法人の不正

### 1. オリンパスの粉飾に対する朝日監査法人の認識

#### 【1】証券不祥事による損失補填の規制強化

91年6月の損失補填問題の発覚により、大手証券会社は大蔵省（現・財務省）から軒並み営業停止処分を受けた。

大蔵省はこの第1次証券不祥事の際に、損失補填に対する規制を強化した。それ以前は補填した証券会社や信託銀行に対する罰則しかなかったが、92年1月1日以降は補填を要求した投資家に対する罰則も定められた。

山一証券の保証で運用していたオリンパスは450億円の損失を被っていたが（内、250億円が実現損）、この罰則の為に損失補填を請求できなくなった。

追い詰められた山田氏（オリンパスの元副社長、当時は課長）は、かねてから取引のあった外資系証券会社の決算対策商品を利用して92年3月の決算を繕うことにした。オリンパスが外資系証券会社と検討した決算対策は、同社経理部が作成した92年（平成4年）1月20日付の「運用状況と決算数値について」という書面に詳しく記載されている。

損失はこの時点で450億円（実現損250億円 評価損200億円）と記載され、「考え得る政策的対策内容」という具体的決算対策が以下のように記載されている。このような書面を作成していた経理部内では、450億円の損失はオーソライズされていたということである。

(1) 投信会社設立と該当実施可能利益額	30～60億円
(2) 債券期限前償還による利益出し可能利益額	30～60億円
(3) 配当取り私募投資信託購入可能利益額	60～90億円
(4) スワップション売却による利益取り可能利益額	10～20億円
(5) スワップによる利益取り可能利益額	10～20億円
合計	140～250億円

各項目に記載されている最大額を合計すると、実現損と同じ250億円になっている。このすべてを行って実現損を相殺したのだろう。

しかし、決算対策で250億円の利益を出しても、監査法人に決算対策の必要性を理解してもらわなければ、この250億円は利益計上できない。何故ならば、購入したばかりの私募投信や私募債から、突然、巨額の配当や利益が出て

きても、非現実過ぎて利益とは認められないからだ。

例えば、購入したばかりの100億円の私募投信から数十億円の配当が発生したら、あまりにも不自然なため利益計上は認められない。また、80%の価格で発行された割引債が、すぐさま100%の価格で買い取られたとしたら、これも不自然過ぎて利益計上は認められない。

オリンパスも決算対策の詳細を監査法人に説明しており、そのことは浜松支店の横尾に電話を掛けてきた山田氏の話からも伺える。

決算対策の目途が立った山田氏は、横尾に電話を掛けて損失の状況を話した。その内容が記載された4枚のメモが残っているが、そのうち2枚には91年12月末の状況が記載され、残る2枚には92年3月初旬の状況と、具体的な決算対策の内容が記載されている。つまり山田氏からの電話が、92年1月と同年3月の2回あったのは明らかで、その内容は次の通りになっている。

#### 【1月のメモ】

- ①400億円の損失を被っている(250億円が実現損、150億円が含み損)
- ②実現損をそのままにしておく、決算で損失計上しなければならないので、外資系証券の決算対策商品で実現益を作って相殺する
- ③(銀行株等の)含み益のある有価証券を売却して実現益を作りたいが、含み益のある有価証券が少ないので、配当先取り投信など外資系証券の決算対策商品を購入して実現損を相殺する
- ④監査法人には決算対策の内容を詳しく説明し、必ず了解をもらう。過去の決算も常にそうしてきた
- ⑤92年3月期の経常利益は100億円をキープしたい

#### 【3月のメモ】

- ①損失は450億円に拡大した(含み損が200億円に拡大)
- ②決算対策で作出す外資系金融機関ごとの利益が記載されている。  
内訳はSBC(75億円)、IBZ(50億円)、UBS(30億円)、  
ペインウェーバー(50億円)  
※この時点で、オリンパスは決算対策商品を注文済み(購入済み)であったことが分かる。経理部が作成した、92年(平成4年)1月20日付の「運用状況と決算数値について」の損金額と一致しているので、恐らく決算対策商品は1月末頃に購入したのだろう。

山田氏自身が「監査法人には決算対策の内容を詳しく説明して、必ず了解をもらう。過去の決算も常にそうしてきた」と言っているが、この時の会計士は、

宇野皓三氏と潮来克士氏である（10ページ参照）。

前述のように、決算対策商品というのは、購入して直ぐに配当や利益を出す商品であり、これらの決算対策商品から生まれた利益を監査法人に認めてもらうには、山田氏が言っているように監査法人に損失の状態を説明し、決算対策の必要性を理解して貰わなければならない。その上で、決算対策商品を説明して了解を貰うのである。

## 【2】パリバ債

オリンパスは、パリバ証券東京支店から決算対策商品（割引債形式で作った仕組債）を5銘柄（パリバ債）購入していた。購入価格は80.0%と87.0%だったが、購入直後にパリバ証券が100%の価格で買い取り、オリンパスは73億円の利益を出した。その後オリンパスが100%以上の価格で買い戻したので、オリンパスには73億円以上の評価損が発生した。勿論、パリバ債は決算対策商品であり、監査法人に商品性を説明しなければ、このような不自然な利益は認められない。

5銘柄の償還価格は円金利に連動するように作られていた（円金利が上がれば100%の価格で償還されるが、円金利が下がれば償還価格は下がる）が、オリンパスの目論見とは反対に円金利は下がり続けてしまった。その為に、償還価格の見通しが額面の10%を下回ってしまい、①～③の3銘柄は償還前の97年5月に売却している。

スウェーデン輸出金融公社債とビクトリア州財政公社債の売却損は不明だが、①～③の3銘柄だけで、損失は286億円に達していた。

オリンパスは、自らが損失計上するのを避けるために、この3銘柄を簿外SPCのクイック・プログレス（QP）に100%の価格（合計300億円）で売却し、QPがパリバ証券に売却する方法を選んだ。QPの売却金額が14億円であった為、QPは286億円の損失を被った。オリンパスでの損失計上を避けるために、286億円の損失をQPに移したのである。

### ①フィンランド輸出金融公社債（国債先物リンク・ユーロ円債）

額面100億円（発行価格80.0%）、利率5.0%（年1回利払い）  
発行日93年3月12日、償還日98年3月12日

### ②IBMインターナショナル・ファイナンスNV債（同上）

額面100億円（発行価格80.0%）、利率5.0%（年1回利払い）  
発行日93年3月18日、償還日98年3月18日

### ③ニューサウスウェールズ州銀行債（同上）

ニューサウスウェールズ州保証

額面100億円（発行価格80.0%）、利率5.0%（利払い年1回）

発行日93年4月28日、償還日98年4月28日

④スウェーデン輸出金融公社債（イールドスプレッドリンク・ユーロ円債）

額面50億円（発行価格87.0%）、利率3.0%（利払い年1回）

発行日94年2月22日、償還日98年5月22日

⑤ビクトリア州財政公社債（イールドカーブリンク・ユーロ円債）

ビクトリア州政府保証

額面50億円（発行価格87.0%）、利率3.0%（利払い年1回）

発行日94年2月24日、償還日96年5月24日

※フィンランド輸出金融公社債のみロンドン市場上場債、その他は非上場債

### 【3】金融監督庁によるパリバ証券への立ち入り検査

99年にパリバ証券東京支店を立ち入り検査した金融監督庁（現・金融庁）は、オリンパスが97年5月に、パリバ債3銘柄（フィンランド輸出金融公社債、IBMインターナショナル・ファイナンスNV債、ニューサウスウェールズ州銀行債）を100%の価格でQPに売却し、286億円の損失を簿外に移した事実を把握し、99年10月15日に、同支店へ質問状を送った（質問状の日付から見、金融監督庁の検査は99年7月か8月に行われたはずである）。

その内容は下記のとおりだ。

「オリンパスが平成10年（98年）3月と同11年（99年）2月に社債を発行した際、オリンパスが設立したSPCであるQPに、オリンパスまたはその子会社に帰属すべき債券の債券売却損286億円が存在していた。パリバ証券東京支店は、オリンパスがすべての損失を連結決算で開示していない事実を知り得る立場にあったが、当該債券を販売する際、その事実を顧客（投資家）に説明したか」

「すべての損失を連結決算で開示していない事実」と記載した金融監督庁は、QPに移したパリバ債の損失286億円が簿外損失になっている事実（オリンパスが粉飾決算を行っている事実）を正確に把握していたということである。

これに対してパリバ証券東京支店は「損失の存在は知っていたが、それが開示されているかどうかはオリンパスに確認しなかった」と回答している。

しかし、社債発行の主幹事だったパリバ証券東京支店は、引受審査によって、286億円の簿外損失が解消されていないことも、286億円の損失を開示していないことも理解していた。

286億円の簿外損失が発覚すれば社債を発行できない。そのため、パリバ証券東京支店は、簿外損失を隠蔽した審査結果を大蔵省（現、財務省）に提出したのである。

パリバ証券東京支店が不正を行っていたことは明らかであり、金融監督庁は00年6月9日に同支店を行政処分して、その事実を公表した。

しかし、パリバ証券東京支店を処分するだけでは問題は解決しない。98年3月発行の社債は03年償還の5年債、99年2月発行の社債は02年償還の3年債で、調査当時はいずれも償還されておらず、社債を保有する投資家が多大な損失を被る恐れがあった。

286億円の簿外損失を抱えていたオリンパスが社債を発行した事実を知った以上、金融監督庁は、簿外損失がどのような状況なのかを調べて、社債の償還可能性を検証する義務があった。

しかし、その後の調査結果については一切公表されていない。その後も286億円の簿外損失は存在し続け、簿外損失は千数百億円まで拡大したのだから、いい加減な調査をしていたとすれば大問題である。

#### 【4】朝日監査法人に対する金融再生委員会の調査

98年10月施行の金融再生委員会設置法に基づき、同年12月に発足した金融再生委員会は、金融監督庁を傘下に収めていた。同委員会設置法の第4条25項は、同委員会の所掌業務として「公認会計士、会計士補、監査法人及び日本公認会計士協会の監督に関する事」を規定している。金融監督庁がパリバ証券東京支店の立ち入り検査で収集した情報は、上部組織の同委員会に報告されなければならない。また、同委員会は朝日監査法人（現・あずさ監査法人）を調査しなければならない。

山田氏は、公判で「外資系証券会社（パリバ証券東京支店）が金融庁の検査を受けた時に問題が発生したと、会計士さんから聞いた覚えがあります」と証言している。横尾の弁護人が、外資系証券会社のことをパリバ証券東京支店と断定した際、検察官は異議を唱えなかった。山田氏が証言した外資系証券がパリバ証券東京支店であることは、検察も認めていたのである。

朝日監査法人がオリンパスに対してパリバ証券東京支店の問題を伝えたということは、まさにオリンパスが286億円の損失を簿外SPCに移したことであり、少なくともこの時点で朝日監査法人はオリンパスの粉飾を知っていたということであり、この時点というのは、「金融再生委員会のヒアリングがあった時」又は「金融監督庁の広報を見た時」ということである。

しかし、金融監督庁の「ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社東京支店に対する行政処分について」という2000年6月9日の報道を見ると、オリンパスの社名は記載されていないので、朝日監査法人がこの事実を知ったのは、金融監督庁の広報を見たときではないことが分かる。

また、金融監督庁の立ち入り検査の結果を聞いた時に、初めて朝日監査法人

がオリンパスの粉飾を知ったのであれば、直ぐにオリンパスへ事実確認を行い、286億円の損失を全額計上させていたはずである。ところが、286億円の損失はその後も存在し続けていた。この事実から考え得る可能性は一つだ。

朝日監査法人はパリバ証券東京支店の立ち入り検査よりずっと前からオリンパスの粉飾を認識しており、金融再生委員会を欺いてオリンパスの粉飾を隠し続けたのである。

前述のように、山田氏は「決算対策商品の詳細は、監査法人に詳しく説明して承認してもらってきた」と言っており、91年当時からオリンパスを担当していた宇野皓三会計士と潮来克士会計士は450億円の損失を知らされていた。二人は、その後もオリンパスの担当を続け、01年3月の決算まで担当は続いた。当然、950億円まで拡大していく過程を決算ごとに説明されている。

また、パリバ債は短期間で73億円の利益を出した決算対策商品だから、宇野会計士と潮来会計士が詳細を理解していたことは確実である。パリバ債の説明書を見れば、常におおよその時価は把握できる。売却価格が時価と大幅に乖離していたことも把握できる。

オリンパスの粉飾を認識していた宇野・潮来の両会計士に、金融再生委員会がヒアリングを行ったと考えれば、286億円がその後も存在し、オリンパスの社債が強制償還させられなかったことも理解できる。

オリンパスの粉飾を認識しながら有価証券報告書を承認していた朝日監査法人にとって、金融再生委員会を騙す以外に方法はなかったのである。

QPに移した損失に気付いていたかと尋ねられた会計士達は、「初めて知った」、「直ぐに解消させる」としか言いようがない。簿外に移していない別の損失を計上して、QPの損失解消に見せかけるしかない。

そこで、朝日監査法人とオリンパスが使ったのが、シュローダー証券から購入し、巨額の含み損が発生していた仕組債「エンデバー」である。

彼等が描いた筋書きはこうだ。

①オリンパスが外資系のシュローダー証券から購入していた決算対策商品の仕組債「エンデバー」の価格が簿価の50%を下回っていた為、特金での損失計上が必要となる。

②損失計上を避ける為、決算期末にエンデバーを簿価で売却して、決算明けにオリンパスが簿価以上の価格で買い戻すという契約を、外資系金融機関と結ぶ。

(このように、「売却の時期と価格」「買い戻しの時期と価格」を確定させて行う有価証券売買を「株現(株式現先)」と言う)

③エンデバーを売却する予定だった決算期末の99年9月30日に、何者かがこの取引を朝日監査法人に通報し、朝日監査法人の担当者がオリンパスに乗り込んで株現を中止させる。

④ 株現の発覚により、オリンパスは朝日監査法人の指導に従って特金の解約時期を1年早め、00年3月末までに全ての特金を解約して、169億円の含み損を損失計上する。

⑤ 169億円の損失計上について、特金の損失ということを隠し、QPに残っている簿外損失の解消だと金融再生委員会に説明する。

公判では「エンデバーの株現が朝日監査法人に露見したために、同監査法人の指導で特金の解約が1年早まり、00年4月からは特金を利用した簿外資金調達が出来なくなった。その為に、外国銀行に簿外融資を依頼し、GCIからGCNVによる調達方法を提案して貰った」とされている。

しかし、それら全てが偽りであることは明白である。

何故ならば、エンデバー発覚は99年9月30日だったが、山田氏らは、それより前に簿外融資の調達に動いていたからだ。具体的には、山田氏らは、99年9月8日～11日にコメルツ銀行シンガポール支店を訪問して300億円の簿外融資を依頼し、同時にLGT銀行にも500億円の追加融資を依頼していた。これらの資金調達が全て行われていたら、以前からのLGT銀行の融資を合わせると損失額を大きく上回る1100億円もの金額になってしまう。エンデバーが発覚する前に簿外損失を上回る簿外資金を調達しようとしたことから、エンデバー発覚は、オリンパスと朝日監査法人が仕組んだ「発覚劇」であることが分かる。そうでなければ、コメルツ銀行への簿外融資の依頼や、LGT銀行への追加融資の依頼は、99年10月以降になっていなければならない。

エンデバー発覚で特金解約が早まり新たな簿外資金調達に動いたのではなく、朝日監査法人が金融再生委員会に対する言い訳をする為に、特金の解約を1年早めてその損失を使わざるを得なかったのである。朝日監査法人とオリンパスが、この方法を決断した時に、簿外資金調達に動き始めたのである。

山田氏らは、00年3月期に特金を解約し、169億円の損失を計上しているが、同期の決算報告書を見る限り、169億円のうち140億円については「その他の損失」としか記載されていない。朝日監査法人は、この140億円について「QPが抱える286億円の損失の一部（半分）」と金融再生委員会に釈明し、その上で「残りも速やかに解消させる」又は、「全て解消した」などと偽ったのだろう。

以上を裏付けるように、エンデバー発覚には、幾つもの矛盾点が存在している。それらの一部を書き出すと以下ようになる。

① 誰が朝日監査法人にリークしたのか。

この様な取引を知っているのは、粉飾を知っている限られた人間であるが、中

塚証言によると、オリンパスはリークした人間を探していない。大きな簿外損失という爆弾を抱えていた会社が、リークした人間を探そうとしなかったのは不自然である。

② 山田氏らの供述によると「エンデバーが戻ってきたら許さないと監査法人に脅され、エンデバーの株現を打ち明けた」ということだが、どうしてそのまま簿外SPCに出してしまわなかったのか。特金を除く全ての損金は既にCFCとQPに移していたはずであるが、何故エンデバーだけを特金に戻す計画にしていたのか。

特金で損を出すのであったら、株現を行う必要はない。

エンデバーの損は、損失計上するつもりだったとしか考えられない。

③ 朝日監査法人は、何故過去の株現を黙認して、エンデバーだけに拘ったのか。決算対策商品が決算をまたいで出入りしているのを朝日監査法人が把握していたことは、会計士の供述調書にも記載されている。エンデバーの株現も、いつもの見慣れた取引だったはずだ。

## 2.GIM-Oに対する朝日監査法人の関与

### 【1】GIM-O（私募投信）の組成理由

山田氏らはLGT銀行のハインツ・ニップ頭取から勧められた公募投信「GIM」を400億円購入し、それを担保にCFC（簿外SPC）に簿外融資させる計画を立て、00年1月の取締役会でGIM400億円の購入を承認させた。

しかし、GIM担保融資を承諾していたLGT銀行が、00年2月28日になって突然、GIMの販売を断ってきた。

オリンパスの実情を認識していたLGT銀行は、CFCへの融資をGIM担保から預金担保に切り替えることを想定していたのだろうが、オリンパスは00年1月の取締役会で、銀行預金に700億円の上限枠を設定しており、預金を増やすことができなかった。「預金担保融資への切り替えは不可能」と知らされたフィリップ公子は、アジア担当のゲアハルト・ウォルチ取締役と法務担当のウルフ・ゲーブラー取締役に、オリンパスのニーズを満たす方法を考えるよう指示をした。のちにウォルチ取締役自身がリヒテンシュタイン公国の裁判所で、2人に指示したのがフィリップ公子だったことを明らかにしている。

そこでこの2人が考えついたのが、オリンパスの取締役会が承認していた公募投信のGIMに酷似した私募投信を組成する手法だった。00年3月15日、「PS Global Investable Markets (GIM)」の後



ろにオリンパスの「O」を付加した「P S G l o b a l I n v e s t a b l e M a r k e t s - O ( G I M - O)」という名称の私募投信が組成され、同月21日にオリンパスと子会社のOAMから合計350億円が入金されて、その資金が簿外に直接流された。これがGIM-O組成の理由と経緯である。

## 【2】GIM-Oの運用報告書（不交付）

フィリップ公子の指示を受けたウォルチ取締役とゲーブラー取締役がオリンパスに提案したのが、私募投信「GIM-O」を組成して、その運用資金を簿外に直接流す手法だった。

提案を受けたオリンパスは、GIM-Oの評価をオーバーパー（額面以上）に保つよう要求。GIM-Oの監査を依頼する大手会計事務所「プライスウォーターハウス・クーパーズ（PwC）」にウォルチ氏が相談したところ、「私募債なら簿価評価で構わない」との“お墨付き”を得た。

そこでウォルチ取締役らは、オリンパスに簿外SPC「Tea o」を用意させ、Tea oが発行する私募債310億円をGIM-Oが購入することにした。

しかし、オリンパスの取締役会が承認していたのは、LGT銀行の公募投信であって私募投信ではない。公募投信の運用には、投資適格な有価証券に分散投資する義務が課せられている。日本の公募投信も、同一発行体（同一銘柄）に対する投資の上限は株式、債券、オプションともに運用資金の10%と定められている。Tea o債というペーパーカンパニー債（投資不適格債）に投資することも、GIM-Oの運用資産の88.57%に当たる310億円を集中投資することも、絶対に許されない。

オリンパス社内では「GIM-OはLGT銀行の公募投信」と説明されていたので、Tea o債に310億円（その後、330億円まで拡大）も集中投資している事実は絶対に隠さなければならなかった。私募投信であることが発覚すれば簿外損失の存在まで露見してしまう。

そのため、00年から05年まで、GIM-Oの運用報告書の交付は行われていない。

あずさ監査法人（朝日監査法人と合併後）は、オリンパスの第三者委員会に対して、「再三LGT銀行にGIM-Oの運用報告書の交付を依頼したが交付してもらえなかった」と言っている。そして、GIM-Oの運用報告書が00年から05年まで交付されていないことについて第三者委員会は、「LGT銀行はプライベートバンクだから致し方ない」と述べている。

しかし、公募投信の場合、どの国の法律にも運用報告書の交付義務が定められている（一般的には投資信託の決算期に合わせて交付）。監査法人である以上、そのことを知らない訳がない。

朝日監査法人がオリンパスの事情を知らなかったとしたら、必ずLGT銀行に対してGIM-Oの運用報告書を要求している。そして、LGT銀行が朝日監査法人の要求に応じなければ、スイス当局（リヒテンシュタイン公国の銀行を管理しているのはスイス当局である）に問題提起していたはずである。

また、投資信託の目論見書や運用報告書は、当時からインターネットでも掲載されていたはずであり、LGT銀行に要請する前に、それを検索するのが当然である。

朝日監査法人はオリンパスの状況を把握し、GIM-Oが私募投信だと認識していたからこそ、運用報告書が交付されていないことを問題にしなかったのである。

### 3. あずさ監査法人との合併による影響

#### 【1】オリンパスの担当

89年から09年までにオリンパスを担当した会計士は以下の通りである。

92（同4）年3月期	宇野皓三、潮来克士
93（同5）年3月期	宇野皓三、潮来克士
94（同6）年3月期	宇野皓三、潮来克士
95（同7）年3月期	宇野皓三、潮来克士
96（同8）年3月期	宇野皓三、潮来克士
97（同9）年3月期	宇野皓三、潮来克士（多和田英俊）
98（同10）年3月期	宇野皓三、潮来克士、多和田英俊
99（同11）年3月期	宇野皓三、潮来克士、多和田英俊
00（同12）年3月期	宇野皓三、潮来克士、多和田英俊
01（同13）年3月期	宇野皓三、潮来克士、沖恒弘
02（同14）年3月期	潮来克士、沖恒弘
03（同15）年3月期	潮来克士、沖恒弘
04（同16）年3月期	沖恒弘、山口直志
05（同17）年3月期	沖恒弘、山口直志
06（同18）年3月期	沖恒弘、山口直志
07（同19）年3月期	沖恒弘、小宮山賢、山口直志
08（同20）年3月期	池田澄紀、小宮山賢、山口直志
09（同21）年3月期	佐々誠一、池田澄紀、山口直志

04年1月に朝日監査法人とあずさ監査法人が合併したことで、06年6月、あずさ監査法人の小宮山賢会計士がオリンパスの担当に加わるようになった。

## 【2】合併の影響（GIM-Oの運用報告書）

あずさ監査法人にいた小宮山賢会計士はオリンパスの粉飾を知らなかった。そのため、小宮山会計士はGIM-Oの運用報告書が存在していないことに疑問を持ち、運用報告書をオリンパスに要求したはずである。

森氏は群栄との民事裁判で、この点に関して重要な証言をしている。Tea o債への投資が記載されていない、06年と07年のGIM-Oの運用報告書（Report Class Fund）についての証言である。

※内野は横尾の弁護士

内野：オリンパス社内ではこのGIM-Oというのは公募投信という形で説明されてたんじゃないんですか。

森：いわゆるGIMという、もともと取得したいと思っていたそのGIMそのものの性格を社内では説明していました。

内野：そうすると、その説明を前提とすると、Tea oに集中的に投資するというのは監査法人には見せられないじゃないかなと思うんですが、そこはどのように御説明。

森：それは飽くまでGIM-Oっていうのが会計士に見えた場合の、何ていうか、それに備えてということにして、基本はGIM-Oを見せるわけではなくてGIMを見せたいというふうに思っていたわけです。

（乙第14号証別紙添付資料Report Class Fundを示す）

内野：このような書類なんですけど、ちょっとコピーで見えづらいんですが、見たことはありますか。

森：はい。

内野：2枚を示します。左上に「PS Global Investable Markets-O」と付いてるんですね。

森：はい

内野：この書き方からするとGIM-Oの内容を示した投資運用報告書のようなものなんだなというんですが、その内容を見ますと、ここにlarge holdingsというところに、投資先という形だと思うんですが、下の方を見るとToyotaとかNTTとか書いてあるんですが、これを見たことはありますか。

森：これは見たことがあります。

内野：これ、どのような書類として森さんは扱っていたんですか。

森：これをいわゆるGIMということで会計士に見せていたんではないかと思えますけど。

内野：そうすると、これを見ればTea oなんて出てこないわけじゃないですか。

森：出てこないですよ。

内野：これはLGTに頼んで作ってもらったんですか。

森：じゃないかと思うんですけど。

(中略)

森：こちらは飽くまでGIMに投資した前提で社内で話をしている、それがそのまま会社の中で違和感がないようにということをお願いしていたと思うんですね。ただ、実際にはLGTの方ではGIMっていうものには投資はさせてくれなかった。

オリンパス社内では「GIM-OはLGT銀行の公募投信」と説明しており、森氏は「GIM-OをGIMと装わなくてはならなかった」と証言している。Tea o債に330億円も集中投資している事実が記載されたGIM-Oの運用報告書がオリンパスに交付されれば、GIM-Oは公募投信ではないことがたちまち露見してしまう。だから、Tea o債の存在を消した虚偽の運用報告書をLGT銀行に作らせ、これをあずさ監査法人に提出した。

あずさ監査法人がオリンパスの第三者委員会に提出した、06年と07年のGIM-Oの運用報告書(Report Class Fund)を見ると、運用資産の87.1%(06年)と80.4%(07年)が投資適格債27本に投資されており、Tea o債は全く記載されていない。実際にはこの時点でTea o債の保有額は330億円に上り、GIM-Oの運用資産350億円に対するシェア(占有率)は94.3%にも達していた。LGT銀行はオリンパスの要望に応え、Tea o債の代わりに格付けの高い社債を記載した、虚偽の運用報告書を作成していたのである。

すなわち、小宮山会計士がオリンパスの担当になったことで、「GIM-Oが公募投信であれば運用報告書が交付されなければならない」という正しい指摘が行われたのである。当然、朝日監査法人が、GIM-Oは公募投信だと信じていたのであれば、00年12月の段階から運用報告書は交付されていたはずである。00年12月から05年12月までの運用報告書が存在せず、06年12月と07年12月の捏造運用報告書だけが存在していることから考えれば、朝日監査法人がオリンパスの粉飾を認識していたことが充分に理解できる(GIM-Oは08年に解散しているのも、その後の運用報告書は存在しない)。

小宮山会計士がオリンパスの担当になったことが原因と考えられる、もう一

つの事実がある。それが、06年3月に行われた新事業3社の株式売買である。

### 【3】合併の影響（新事業3社の株式売買）

#### （1）3社株売買の目的

「06年6月から、オリンパスの簿外損失の存在を知らない小宮山会計士が加わる」と、沖会計士・山口会計士から伝えられ、小宮山会計士にQPの存在が露見することを恐れた山田氏らが、3社株売買を利用して06年度中にQPのNoteをすべて償還したと考えれば、十分に納得できる。

旧朝日監査法人も、オリンパスの粉飾が小宮山会計士に露見するのだけは防ぎたかったはずである。

そこで、「のれん代」を利用した解消方法を指導したのだろう。中塚氏は、のれん代を詳しく知ったのは05年頃で、「ITXによって、勉強したと言うか、教えて貰った」と証言している（中塚11回、P27）が、実際に、ITXの巨額の「のれん代」計上が朝日監査法人に認められた（有価証券報告書に載った）のも05年である。

森氏は公判で「四半期決算が強化されたことによる影響で、QPのNoteが発覚するのを恐れたから」と証言しているが（第6回公判調書 P79）、これは理屈に合わない。四半期決算を実施していない00～05年においても、3月と9月の決算期にQPのNoteは存在していた。オリンパスの決算が気になるのであれば、00年の段階で、QPのNoteを3月償還にして、少なくとも3月期末に残さないようにしていたはずである。しかし、実際にはGCNVの決算に合わせた12月償還の1年債であり、オリンパスの3月本決算と9月中間決算には存在が見える格好になっていた。

中塚氏の供述調書には、「『投資事業組合に対する支配力及び影響力基準に関する会計基準』の変更によって、GCNVがオリンパスの子会社とみなされることになり、あずさ監査法人にGCNVの中身を見られてしまうことになる。あずさ監査法人にQPの存在を知られてしまうかもしれないので、事前にQPのNoteを消すことにした」と記載されている。そして、「05年12月に、3社株売買を使ってNoteを解消する方法を考え付き、山田氏から褒められた」と供述している。

しかし、2007年に会計基準が変更された経緯を調べると、中塚氏の供述が偽りであることが分かる。

以下は「財務会計基準機構」のHPにある「企業会計基準委員会」の議事概要である。

1. 05年10月14日 実務対応報告公開草案実務対応報告公開草案「有

限責任事業組合及び合同会社に対する出資者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について ⇒「具体的な検討状況の説明がなされ、審議が行われた」  
(議事概要の記載/以下同)

2. 06年1月13日 実務対応報告公開草案「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について ⇒「次の会計基準委員会で公表に向けた議決を行う予定である」

3. 06年1月24日 実務対応報告公開草案「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について【公表議決】 ⇒「出席者全員の賛成をもって標記会計基準を公表することが承認された」

4. 06年4月11日 実務対応報告公開草案第19号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について ⇒「標記公開草案に寄せられたコメント(1月27日~2月27日)の紹介とその対応案についての説明がなされた後、審議が行われた」

5. 06年4月25日 実務対応報告公開草案「投資事業組合に対する支配力及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」について ⇒「前回の委員会における指摘事項及び専門委員会における検討事項を踏まえながら、文案に基づいて変更点を中に説明がなされ、審議が行われた」

6. 06年5月12日 実務対応報告公開草案「投資事業組合に対する支配力及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」について ⇒「前回の委員会における指摘事項及び専門委員会における検討事項を踏まえながら、文案に基づいて変更点を中心に説明がなされ、審議が行われた」

7. 06年5月30日 実務対応報告公開草案「投資事業組合に対する支配力及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」について【公表議決】 ⇒「出席者全員の賛成をもって標記会計基準を公表することが承認された」

8. 06年7月11日 実務対応報告公開草案第24号「投資事業組合に対する支配力及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」のコメントについて ⇒「コメントの概要及び対応案について説明がなされ、審議が行われた」

9. 06年9月1日 実務対応報告「投資事業組合に対する支配力及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」について【公表議決】(2) 実務対応報告「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について ⇒「出席委員全員の賛成をもって公表することが承認された」

以上の内容を整理すると、中塚氏の供述にある、投資事業組合の支配力については、06年4月11日の会合において、西川副委員長及び秋葉統括研究員から

説明がなされ、06年4月25日に行われた企業会計基準委員会で審議が始まっている。しかし、中塚氏が3社株売買を考え付いたと供述しているのは05年12月であり、実際の3社株売買は全て3月に行われている。その時点では、「投資事業組合の支配力に関する会計基準変更」の検討は始まっていない。会計基準の変更は3社株売買の原因に成り得ないのである。

やはり、小宮山賢会計士がオリンパスの担当に加わるまでに、QPのNoteを解消しておこうと考えたのであろう。